

府農第600号
令和7年12月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

府中市長

市町村名 (市町村コード)	府中市 (342082)
地域名 (地域内農業集落名)	府中地区 (本郷、平佐、用土、永野下、永野上、三郎丸中、三郎丸下、小国、陸延、数原、阿兵、北諸毛一部、北諸毛二部、山方、宮分、日進、東谷、本谷、高倉、室房、小仁吾、上山本谷、後谷、下上山、僧殿、法全坊、上丈、神田、川崎、下丈、前原、御崎、大歳、見行、宮の間、後呂、上神谷、下神谷、太田、地神坊、古畠、石垣、双葉、共和、中央、上、親和、西谷、日吉、協和、平井、名字、大門、戸木、登呂茂、中柴、加谷、鳴谷、河南、蔭地、矢井、定国、河面下、河面上、僧殿、舟割、井手、平谷、西組、上組、御山、市場、戸羽下、戸羽上、箱田、角目上、角目下、横谷、空木後、空木前、行膝、新下田、大上、矢中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

府中市全体の農業従事者の平均年齢は75歳であり、当該地区でも同傾向である。後継者の育成も進んでおらず、このまま高齢化が進み、離農者が増加すれば、作付されない農地(遊休農地)の増加が懸念される上、不在地主が増加してきており、農地の利用権設定等が困難な状況になりつつある。

その上、当該地域では、多くの農地が未整備で、傾斜地に存在しているため、農地の集約化が進んでおらず、農業経営は小規模で兼業が多い。

そのため、畠地が多く存在するも水稻栽培への依存度が高い。

農地の有効利用を図りながら、地域の活性化を進めるため、新規就農者の確保・育成とともに、定年帰農者や半農半Xといった多様な担い手を確保・育成し、農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培への依存度が高いことから、水稻の収益力強化に取り組む。

併せて、担い手への施設園芸や高収益作物の導入を支援し、収益力強化、規模拡大を図るとともに、スマート農業技術の導入による農作業の省力化、軽労化を推進する。

また、道の駅産直市などへ出荷する少量多品目の生産を促し、農地の利用促進を図る。

地域資源循環型農業へ取り組み、地元の堆肥を積極的に活用する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	533.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	315.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や法人をはじめ、地域で営農する担い手に対し、農地中間管理機構を活用し、効果的な農地の集積・集約化を進める。また、定年帰農者や半農半Xなどの多様な担い手に対しても、農地利用最適化推進委員及び農業委員と連携し、農地の活用を支援する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業従事者の高齢化が進んでおり、今後、離農する農業者の増加が見込まれる。 こうした離農者の農地等は、農地利用状況調査の結果など地権者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸付けを行い、担い手に農地を集積する。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整備の農地が多いことから、地域や担い手の意向を踏まえ、必要に応じて整備を検討していく。 また、整備済みの農地であっても排水不良等により活用が難しくなっているほ場について、地域や担い手の意向を踏まえ、汎用化等の条件整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政、農業委員会、農協、金融機関で組織する就農支援会議において、農地の斡旋や生産技術指導等、相談から定着までの支援を行い、新規就農者を筆頭に、定年帰農者や半農半Xなどの多様な担い手の確保を進めること。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
各経営体にて必要な農業支援サービスを活用する。地域の農地は集落法人や中山間の集落協定などを中心に、活用・保全管理に努める。 有用な支援等の情報収集に努め、活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域を主体とした「総合防除」(「防護」、「環境改善」、「捕獲」の一体的な取組)を柱に被害防止を図る。
「防護」:補助制度をPRし、侵入防止柵等の設置を積極的に推進する。
「環境改善」:広島県の事業を活用し、イノシシなどの有害鳥獣が寄り付かない集落づくりを支援する。
「捕獲」:猟友会との連携を図り、有害個体の捕獲に取り組む。
③⑦スマート農業技術の効果的導入を支援し、農業生産活動及び農地の保全管理等の省力化、軽労化を図る。
⑨引き続き、市内3箇所の堆肥加工センター(階見堆肥加工センター、井永堆肥加工センター、有福堆肥加工センター)及び畜産農家が生産した堆肥の水稻等への利用を推進する。